

国土交通省告示第千九十九号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第二条の二の規定に基づき、貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月十九日

国土交通大臣 北側 一雄

貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 経営の責任者の責務等（第三条・第四条）

第三章 安全マネジメントに関する方針の策定等（第五条 第七条）

第四章 輸送の安全に関する業務の実施及び管理（第八条 第十五条）

第一章 総則

（目的）

第一条 この指針は、貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）が、その事業の運営において輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を内部に浸透させ、かつ、組織が一体となって安全マネジメントに関する方針の策定及びその目標の設定並びに輸送の安全に関する計画の作成、実行、評価及び改善と

いう一連の過程を定め、これを実施することにより、輸送の安全性の向上を図るよう努めることを目的とする。

(定義)

第二条 この指針において、「安全マネジメント」とは、貨物自動車運送事業（以下「事業」という。）の運営において輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を当該事業の経営の責任者から全従業員に浸透させ、輸送の安全に関する計画の作成、実行、評価及び改善の一連の過程を定め、これを継続的に実施することにより、事業者全体の輸送の安全の確保及びその安全性の向上を図る仕組みをいう。

2 この指針において、「輸送の安全に関するチェック」とは、事業者が、安全マネジメントの適切な実施その他の輸送の安全の確保の状況について確認することをいう。

第二章 経営の責任者の責務等

(経営の責任者の責務)

第三条 事業者は、次に掲げる輸送の安全に関する経営の責任者の責務を定めるものとする。

- 一 輸送の安全に関する最終的な責任を有すること。
- 二 輸送の安全の確保のための予算の確保、体制の構築その他の必要な措置を講じること。
- 三 輸送の安全の確保のための業務の実施及び管理の状況が適切か否かを絶えず確認し、必要な改善を行うこと。

(社内組織)

第四条 事業者は、安全マネジメントを担当する従業員の配置、指揮命令系統その他の輸送の安全に関する責任ある組織体制を構築するものとする。

第三章 安全マネジメントに関する方針の策定等

(安全マネジメントに関する基本的な方針)

第五条 事業者は、安全マネジメントに関する基本的な方針を策定し、それを全従業員に周知するものとする。

2 安全マネジメントに関する基本的な方針には、次の事項を含むものとする。

一 経営の責任者が、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、事業において、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を全従業員に徹底させるとともに、内部において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たすこと。

二 事業者は、安全マネジメントを確実に実施し、全従業員が一体となって輸送の安全の確保を図るとともに、絶えず輸送の安全性の向上を図ること。

三 事業者は、輸送の安全に関する情報について、積極的に公表すること。

3 事業者は、必要に応じて、安全マネジメントに関する基本的な方針を見直すものとする。

(輸送の安全に関する目標)

第六条 事業者は、安全マネジメントに関する基本的な方針に基づき、事故件数その他の具体的な指標を用いて輸送の安全に関する目標を設定するものとする。

2 目標の設定に当たっては、必要に応じ、事業者全体の目標に加え、事務所その他の営業所における目標を設定するものとする。

3 事業者は、第一項の規定により設定した目標を達成した場合その他必要と認められる場合には、輸送の安全に関する目標を見直すものとする。

(輸送の安全に関する計画)

第七条 事業者は、安全マネジメントに関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成するため、次に掲げる事項を踏まえ、輸送の安全に関する計画を作成するものとする。

一 事業者における人材、自動車、施設等の現状

二 過去の自動車事故の発生状況

三 運転者の意見

2 事業者は、前項各号に掲げる事項のほか、過去の計画の実施状況を踏まえ、必要に応じて同項の計画を見直すものとする。

第四章 輸送の安全に関する業務の実施及び管理

(安全マネジメントの適確な実施)

第八条 事業者は、安全マネジメントを適確に実施し、輸送の安全に関する計画の作成、実行、評価及び改善の一連の過程を円滑に進めるものとする。

2 事業者は、安全マネジメントを実施するに当たり、当該事業者と相互に密接に関連する他の事業者がある場合には、当該他の事業者と緊密に協力することにより、輸送の安全性の向上に努めるものとする。

3 下請事業者を利用する事業者が安全マネジメントを実施するときは、当該下請事業者の安全マネジメントを阻害することのないよう配慮するとともに、下請事業者と密接な関係にある事業者にあつては、可能な範囲内において、当該下請事業者の行う安全マネジメントに協力するよう努めるものとする。

(輸送の安全に関する費用支出)

第九条 事業者は、輸送の安全に関する費用支出を積極的かつ効率的に行うものとする。

(輸送の安全に関する情報の伝達及び共有)

第十条 事業者は、輸送の安全に関する情報について、経営の責任者と従業員による意見交換その他の適切な方法により、その内容が事業者全体に伝達され、かつ、共有されるようにするものとする。

2 事業者は、経営の責任者に直接報告可能な手段を確保すること又は輸送の安全に関する情報を報告した者について不利益な取扱いをしない等の環境を整えることにより、従業員が、輸送の安全を阻害する事態を発見した場合には、直ちに、関係者においてその情報が共有されるとともに適切な対処策を講じることができるようにするものとする。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十一条 事業者は、事故、災害等が発生した場合における報告連絡体制を整え、発生日時、天候、発生場所、事故当時の状況、事故の原因その他の事故、災害等に関する報告が、速やかに、事業者全体に伝達されるようにするものとする。

(輸送の安全に関する研修等)

第十二条 事業者は、輸送の安全に関する計画に基づき、安全マネジメントの効果的な実施に資する人材育成のための研修等を着実に実施するものとする。

(輸送の安全に関するチェック)

第十三条 事業者は、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関するチェックを行うものとする。ただし、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、速やかに、輸送の安全に関するチェックを行うものとする。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十四条 事業者は、輸送の安全に関するチェックの結果、改善すべき事項があった場合又は輸送の安全のために必要と認める場合には、輸送の安全に関する業務の改善のために必要な方策を検討し、その結果を踏まえ、是正措置又は予防措置を講じるものとする。

2 事業者は、悪質な法令違反等により重大な事故を引き起こした場合には、直ちに、輸送の安全に関する

チェックを行うとともに、その結果を踏まえ、必要な事項について現在よりも高度な輸送の安全のための措置を講じるものとする。

（輸送の安全に関する情報の管理）

第十五条 事業者は、安全マネジメントに関する基本的な方針の策定等に当たつての会議の議事その他の情報の記録及び保存の方法を定め、それにのっとり、当該情報を保存するものとする。